

加東市強靱化計画（素案）の概要等について

1 策定趣旨【P 1】

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」といいます。）に基づき、大規模災害から市民等の生命や生活などを守る事前防災、減災等に資する市域の状況に応じた施策を、総合的かつ計画的に推進すること（以下「強靱化」といいます。）を目的として策定するものです。

2 計画の位置付け【P 1】

本計画は、加東市地域防災計画（強靱化に関する部分）の指針となる計画で、当該地域防災計画の上位に位置付けるものです。

3 計画の構成及び期間【P 2】

区分	計画期間等	内容
基本計画	必要に応じて見直し	強靱化の基本的な考え方や推進方針を示すもの ⇒今回御意見を賜りたい部分（資料2）となります。
アクションプラン	期間5年 毎年度見直し	基本計画に定める推進方針に基づく事業等を示すもの ※基本計画に基づき別途策定します。

4 計画の組立て

国土強靱化基本法では、国土強靱化は、国（県）との適切な役割分担のもと推進していくものであるという観点から、市の計画は、国（県）の計画と調和したものでなければならないとなっており、それを踏まえて次の組立て（内容）としています。

①想定する災害（リスク）の設定【P 3】

大規模な災害（地震災害、火災、風水害及び新型インフルエンザ等感染症のまん延）を想定しています。

②基本目標及び事前に備えるべき目標並びに基本方針の設定【P 4・P 5】

①の想定する災害（リスク）に対して、国や県の計画を踏まえ、基本目標と事前に備えるべき目標を設定しています。また、その目標の実現に向けて推進する施策の基本方針を示しています。

③想定する災害（リスク）に対する脆弱性評価等【P 6～P 8】

①②を前提に、国や県の計画を踏まえ設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、強靱化を進めていく上で重要となる市域における課題を整理したものです。また、それに対応していくための施策分野を示しています。

④強靱化に向けた推進方針の設定【P 9～P 25】

③で整理した課題に対応していくための施策分野ごと推進方針を示しています。

⑤計画の推進【P 26】

本計画を推進していくための進捗管理等について示しています。

5 策定スケジュール

基本計画については、本防災会議で御意見をいただいた後に、市議会への報告及びパブリックコメントを経て、令和2年6月中に策定する予定にしています。